

流山市社会福祉協議会 協力員へのご依頼事項

流山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進のため地域の皆様をはじめ、市行政や関係機関・団体の協力をいただき、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人として、「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指して、各種の地域福祉活動や事業を展開している民間の福祉団体です。（昭和42年10月21日に設立、昭和51年11月16日に厚生大臣（現：厚生労働大臣）の認可を得て社会福祉法人格を取得しました。）

こうした本会の活動の原資は、住民や商店等の皆様からの会費をはじめ、共同募金会からの配分金、介護保険関連事業による介護報酬、市行政等からの受託事業収入、さらには、公共施設への自動販売機設置による収益金、市補助金収入で賄われています。

協力員の皆様には、自治会員（世帯）のご協力を得て拠出していただいております社協会費・共同募金（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）の取りまとめについてご依頼しています。

1 社会福祉協議会会費について

協力員の方々には、社協活動（地域福祉の推進活動・高齢者、障害者等を支えるための在宅福祉サービス事業・ボランティア活動の推進事業等）を支える資金として、会費の納入をお願いしています。（社協会費を納めていただくことによって何らかの資格・権利などは生ずるものではなく、賛助的な性格のものをご理解をいただいております。）

2 共同募金について

（1）赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金運動は、都道府県共同募金会が主体となり、市町村毎に市内の自治会、民生委員児童委員協議会等の福祉団体のご協力を得て、募金活動を実施しています。

この募金は、多様化する福祉ニーズに対応し、公的施策のみで支えられない分野を支援するための民間福祉事業の財源の確保や、募金活動を通じての住民相互の助け合い精神の普及を目的としています。

赤い羽根募金は、全額を千葉県共同募金会に送金した後、約3割が広域配分として県内の社会福祉施設や団体のために活用され、約7割が地域配分として各市町村社会福祉協議会を通じて様々な地域福祉活動や市内の福祉団体の運営のために活用されています。

（2）歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に愛護を必要とする世帯、小規模福祉作業所等への支援や地域福祉活動の推進・強化に役立てられています。

流山市社会福祉協議会では、会費や共同募金の配分金から、車イスや高齢者疑似体験用機材等を整備していますのでご利用ください。

〔令和6年度自治会様へのご依頼スケジュール〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉協議会会費	6月下旬 会費資材を 協力員の皆 様にお届け いたします。			7月上旬～8月31日 自治会の皆様から会費をお集めいただき、流山市社会福祉協議会にご納入いただく期間です。								
※会費資材とは、ご依頼文書、回覧文書、社協パンフレット、郵便振替払込取扱票、戸別領収書(該当自治会)などです。												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金	9月中旬 募金資材を協 力員の皆様 にお届けいた します。					10月1日～1月上旬(目安) 自治会の皆様から赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金をお集めいただき、千葉県共同募金会流山市支会(流山市社会福祉協議会ボランティアセンター)にご納入いただく期間です。						

※赤い羽根共同募金資材とは、ご依頼文書、回覧文書、パンフレット、ポスター、赤い羽根または葉、戸別領収書(該当自治会)、郵便振替払込取扱票などです。

※歳末たすけあい募金資材とは、ご依頼文書、回覧文書、戸別領収書(該当自治会)、郵便振替払込取扱票などです。

〈参考〉

社会福祉法人流山市社会福祉協議会協力員設置規程

昭和54年3月26日

規 程 第 7 号

第1条 この規程は、社会福祉法人流山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業を推進するため協力員の設置について定めるものとする。

第2条 協力員は、自治会長又は自治会長が推薦する者を本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 前項によりがたいときは、その地域において社会福祉に理解のある者の中から会長が委嘱する。

第3条 協力員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 協力員は自治会又は地域を代表し、次に掲げる業務に協力するものとする。

- (1)会費の徴収に関すること。
- (2)本会の事業ならびに福祉活動の推進に関すること。
- (3)本会ならびに会員相互の連絡協調に関すること。

第5条 その他必要な事項は別に会長が定めるものとする。

附 則

この規程は昭和54年4月1日から施行し、昭和52年6月15日から適用する。

(問 い 合 わ せ)
 社会福祉法人流山市社会福祉協議会
 福祉総務課総務係
 担当 藤浦、根本、湯浅
 電話 04-7159-4735